

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	四国財務局長
【提出日】	令和7年3月31日
【事業年度】	第68期(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)
【会社名】	松山観光ゴルフ株式会社
【英訳名】	MATSUYAMAKANKO GOLF.Co.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 關 啓 三
【本店の所在の場所】	愛媛県東温市松瀬川乙997番地
【電話番号】	(089)966 - 2100(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務 支配人 吉 田 則 彦
【最寄りの連絡場所】	愛媛県東温市松瀬川乙997番地
【電話番号】	(089)966 - 2100(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務 支配人 吉 田 則 彦
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第64期	第65期	第66期	第67期	第68期
決算年月	令和2年12月	令和3年12月	令和4年12月	令和5年12月	令和6年12月
売上高 (千円)	278,703	297,861	289,238	286,773	289,011
経常利益 (千円)	16,973	32,165	26,913	30,578	37,339
当期純利益 (千円)	8,951	29,434	19,905	20,949	24,356
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	353,475	353,475	353,475	353,475	353,475
発行済株式総数 (株)	3,093	3,093	3,093	3,093	3,093
純資産額 (千円)	577,513	606,948	626,853	647,803	672,159
総資産額 (千円)	1,432,197	1,440,051	1,396,449	1,363,824	1,348,234
1株当たり純資産額 (円)	186,716.28	196,232.87	202,668.56	209,441.78	217,316.47
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 (円)	2,893.97	9,516.59	6,435.69	6,773.22	7,874.69
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	40.3	42.1	44.8	47.4	49.8
自己資本利益率 (%)	1.5	4.9	3.2	3.2	3.6
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	55,181	91,701	78,819	82,211	84,771
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	28,070	1,743	2,982	11,403	11,436
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	21,033	67,088	67,799	60,995	58,034
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	39,432	62,301	70,339	80,151	95,452
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (人)	21 〔12〕	21 〔12〕	20 〔12〕	22 〔13〕	21 〔10〕
株主総利回り (比較指標：) (%)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
最高株価 (円)	—	—	—	—	—
最低株価 (円)	—	—	—	—	—

(注) 1 当社は連結財務諸表を作成していないので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載していない。

2 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社に対する投資がないため記載していない。

3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。

4 当社の株式は非上場及び非登録につき、時価が不明であるため、株価収益率については記載していない。

5 株主総利回り、比較指標、最高株価及び最低株価は当社株式は非上場のため記載していない。

6 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第66期の期首から適用しており、第66期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。

2 【沿革】

昭和32年 6月 愛媛県温泉郡川内町大字松瀬川乙997番地にて松山観光ゴルフ株式会社を設立し、ゴルフ場設備全てを松山ゴルフ倶楽部に賃貸して営業開始。

昭和38年 1月 松山ゴルフ倶楽部より営業全部の譲受。

昭和39年11月 9ホール増設、新クラブハウス建築。

昭和39年11月 食堂経営を株式会社三越松山支店に委託。

平成20年 3月 クラブハウス改築。

平成25年 4月 松山ゴルフ倶楽部太陽光発電所落成。

平成25年 4月 松山ゴルフ倶楽部太陽光発電所売電開始(4月26日)。

平成27年 9月 松山ゴルフ倶楽部太陽光発電所増設(9月29日)。

令和 2 年 9月 食堂経営を有限会社みふな屋に委託。

3 【事業の内容】

当社は、関係会社がないので、企業集団等の概況に関する記載は省略している。また、セグメントについては、平成25年 4月からゴルフ場事業に加えて、太陽光発電事業を開始したので、これらの二つの事業を記載している。

以上により、当社の事業内容について記載する。

(1) ゴルフ場事業

当社は、四国ゴルフ連盟加入の18ホールコースによるゴルフ場を経営しており、アウトコース400,858㎡(公簿)及びインコース335,188㎡(公簿)の土地を保有し、収容能力は1日当たり200人である。附随する業務として売店及び食堂を経営しており、収入比率を示すと次のとおりである。

種別	第67期 (令和 5 年 1 月～令和 5 年12月)			第68期 (令和 6 年 1 月～令和 6 年12月)		
		(売上高)			(売上高)	
ゴルフ営業	98.4 %	(売上高)	220,848千円	98.4 %	(売上高)	222,989千円
売店営業	0.1 %	(売上高)	213千円	0.1 %	(売上高)	222千円
食堂営業	1.5 %	(売上高)	3,464千円	1.5 %	(売上高)	3,406千円
計	100.0 %	(合 計)	224,525千円	100.0 %	(合 計)	226,618千円

当社は、附属機関として松山ゴルフ倶楽部を併設し令和 6 年12月31日現在 1,257名の会員を擁して会社業務の円滑化と株主会員相互の親睦を図るとともに各種の競技会の運営、その他の会務を担当している。

< 会員内訳 >

名誉会員	1名
全日会員	1,238名
婦人会員	5名
家族会員	2名
平日会員	11名
	1,257名

(2) 太陽光発電事業

平成25年 4月26日に992Kwの太陽光発電設備が完成し、その日から四国電力(株)への売電を開始している。

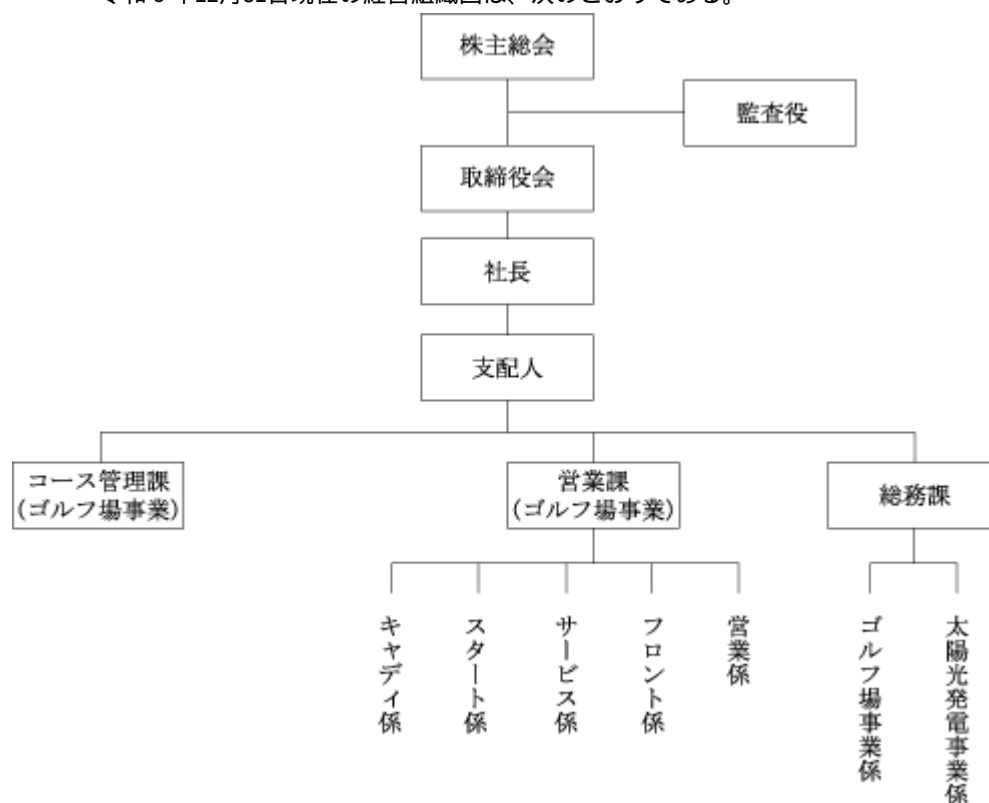
平成27年 9月29日に太陽光発電を438.4Kw増設し、1,430.4Kwの発電能力とした。

種別	第67期 (令和 5 年 1 月～令和 5 年12月)		第68期 (令和 6 年 1 月～令和 6 年12月)	
		(売上高)		(売上高)
太陽光発電事業	100.0%	62,247千円	100.0%	62,393千円

(注) 太陽光発電量の全量を四国電力(株)へ売電している。

(3)経営組織図

令和6年12月31日現在の経営組織図は、次のとおりである。



4 【関係会社の状況】

該当事項なし

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和6年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
21 (10)	55.7	8.0	2,828

- (注) 1 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を()外数で記載している。
 2 当社は、ゴルフ場事業及び太陽光発電事業を営んでいるが、太陽光発電事業の専担者はいない。
 3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいる。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものである。

< ゴルフ場事業部門 >

(1) 現状の認識について

ゴルフ場業界の事業環境は、コロナ感染症が令和5年5月に5類感染症に位置づけられたことによりレジャーに対する動向が変化したことに伴い入場者の減少、また諸物価の上昇により厳しさが増している。このような状況下、当倶楽部では今後はサービス面の向上とともに経費削減に努め堅実経営に徹することが重要である。

(2) 当面の対処すべき課題の内容

コースの改良・メンテナンスに注力しているものの、まだまだ課題は多く、コース整備に努めるとともにソフト面・サービス面の充実に注力していきたい。顧客満足度向上イコール営業力アップと考えている。

(3) 対処方針

周辺ゴルフ場の低価格攻勢が目につくが、60年余かけて培った独自の優位性を出して差別化を果したい。

(4) 具体的な取組状況等

メンバーにはゴルフライフを実感できるきめ細かな施策を提供し、ビジターには周辺ゴルフ場には無いコースの整備状況とゴルフ場らしい雰囲気味わってもらおう。

< 太陽光発電事業部門 >

- (1) 平成25年4月26日から売電を開始した太陽光発電事業は、平成27年に増設工事を行い平成27年9月29日に完成した。工事完成に伴い、従来の発電設備992Kwに438.4Kwを増設し、1,430.4Kwとなった。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組みは次のとおりである。

尚、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものである。

(1) ガバナンス

当社は、ゴルフ場経営において、サステナビリティへの積極的な取組みをする予定である。また、持続可能性の実現に向けて、環境保護、経営発展を考慮した経営を追求すべく、取締役会が管理監督し、そのもとで代表取締役社長及び配下の各組織が業務遂行する予定である。

(2) 戦略

近年、地球温暖化や気候変動、海洋汚染、資源枯渇等環境問題が深刻化しており、経済活動の継続が危ぶまれている。こうした中、環境問題解決に向けた取組みが必要であると考えている。

当社では、環境保全の一環として「プラスチックごみ削減」に向けた取組みを積極的に進め、事業活動により発生する環境負荷を低減し、脱炭素社会の実現を目指している。また、当社は太陽光発電事業に取組んでおり、二酸化炭素削減により温暖化対策に寄与している。

そして、安定的な事業継承に向けた社内体制づくりを構築し、コースコンディションの更なる整備や接客サービスの向上に取り組んでいる。

人材の育成及び社内環境整備に関する方針、戦略

即戦力確保のため中途採用の積極的な取組み、また、社内でのOJTを活用した業務の互換性向上に努めている。

(3) リスク管理

リスク管理については、「事業等のリスク」に記載しているが、その中でも経営への影響が特に大きく、対策が

必要なリスクは取締役会に報告し対処している。

(4) 指標及び目標

上記(2)において記載した、人材の確保の取組みについては、下記の指標、目標、実績となっている。

指標 中途採用人数

目標 有料求人サイト等を活用した求人活動により不足人員を解消する

実績 1名(当事業年度)

人材の育成及び社内環境整備に関する方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績、指標及び目標

処遇改善 基本給の昇給(当事業年度は無)

人材の育成 担当業務の互換性向上のためOJT実施

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況・経営の状況等に関する事項のうち、ゴルフ場事業部門に関して投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがある。なお、文中における将来に関する事項は、別段記載がない限り当事業年度末（令和6年12月31日現在）において、当社が判断したものである。なお、太陽光発電事業部門については売電価格が法律により定められており、事業等のリスクは僅かであると判断している。

(1) 景気感応度のリスク

ゴルフ場業界は典型的なレジャー産業であり、一般的に景気動向の影響を受けやすい。したがって、景気低迷は来場者数の減少となり、即売上高を減少させるリスクである。なお、周辺ゴルフ場の低価格攻勢による過当競争は、収益面に大きく影響するリスクとなる。

(2) 季節変動性のリスク

ゴルフ場事業は季節変動性があり、来場者数は季節に応じて振幅が大きく、一般的に春・秋は来場者数が多く、夏・冬に落ち込む傾向がある。したがって、人員配置等の効率追求が難しく、また固定費割合が大きいゴルフ場にとって大きな季節の繁閑差は、資金繰り上の影響が大きいリスクとなる。

(3) 天候のリスク

ゴルフ場事業は典型的な「お天気産業」であり、降雨、降雪、台風等の天候要因によって来場者数が増減するリスクがある。また、台風による影響は営業面のリスクに止まらず、直撃された場合の施設・コースの損壊被害の懸念もあり、予想外の修繕費が発生するリスクがある。

(4) 会員の高齢化のリスク

現在の会員の平均年齢は65歳を超えており、会員の年間来場回数が減少していく傾向にある。今後、会員の高齢化が進むと来場者数が減少するリスクがある。

(5) 労働集約的産業のリスク

ゴルフ場事業は、人員を多く配置した労働集約的産業であり、固定費負担が重く、一般的に損益分岐点が高い産業である。したがって、変動比率が低い場合、損益分岐点を超えて売上高が増加した場合、超過利益を大きく享受する一方、売上高が減少したり、損益分岐点に到達できなかったりする場合には、固定費負担から赤字体質に陥るリスクがある。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(業績等の概要)

(1) 業績

当事業年度（令和6年1月1日から令和6年12月31日）の日本経済は緩やかな回復傾向であった。個人消費は実質賃金の回復、家計の節約志向緩和から緩やかに持ち直した。また、企業の設備投資はデジタル化、脱炭素、サプライチェーン強靱化に向けた取り組みや人手不足対応などを背景に拡大傾向が続いた。

一方、愛媛県経済も一部で弱い動きがみられるものの、緩やかに持ち直している。

このような状況下、県内19ゴルフ場の年間入場者数は、9,909人減の717,438人となり、前年比98.6%となった。また、当倶楽部入場者は、対前年比253人減の23,614人となり、前年比98.9%と低調に推移した。ゴルフ場事業については、入場者数は減少したがグリーンフィーが前年比7,247千円増の100,971千円となり、キャディフィーは前年比2,420千円減の6,144千円、受取使用料（カートフィー）が前年比196千円減の53,514千円、コンペティションフィーは前年比1,934千円減の8,860千円等を要因として営業収益は226,618千円となり、前年比2,092千円増加した。

一方、太陽光発電事業の売電収入額は、前年比146千円増の62,393千円となった。

以上のことから、全体の営業収益は、前年比2,238千円（0.7%）増加し、289,011千円となった。

売上総利益は、営業収益が前年比2,238千円増加したこと、営業原価が1,675千円減少したことにより、前年比3,913千円（2.2%）増加し、177,953千円となった。

次に、販売費及び一般管理費は、2,404千円減少し141,833千円となった。

その結果、営業利益は、前年比6,317千円増加し、36,119千円の黒字となった。

経常利益は、前年比6,761千円増の、37,339千円となった。

特別損益は落雷による被害が発生し、損害保険料収入が1,152千円、災害損失が960千円となり、186千円利益が増加した。

最終の当期純利益は、前年比3,406千円増の税引後24,356千円の利益となった。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、95,452千円で、前事業年度80,151千円と比べ15,300千円（19.0%）の増加となった。

当事業年度中における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりである。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、84,771千円である。主な要因は、税引前当期純利益が37,526千円、減価償却費が53,768千円等による。

その結果、前事業年度の営業活動で得られた資金82,211千円と比べ、2,560千円の増加となった。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、11,436千円である。主な要因としては、有形固定資産の取得が、8,753千円である。その結果、前事業年度の投資活動に使用した資金11,403千円に比べ、使用した資金が33千円の増加となった。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、58,034千円である。主な要因は、長期借入金の返済37,596千円、リース債務の返済17,106千円、長期未払金の返済3,331千円である。その結果、前事業年度の財務活動の結果使用した資金60,995千円に比べ、使用した資金が、2,961千円の減少となった。

(資本の財源および資金の流動性)

当社の運転資金については、主として営業活動によるキャッシュ・フローである自己資金により充当し、必要に応じて金融機関からの借入を実施している。また、設備投資資金については、営業活動によるキャッシュ・フローの水準を勘案し、主としてリース契約または割賦契約により調達することを基本方針としている。

今後の資金需要については、ゴルフ場事業の固定資産の老朽化に伴う取替えが予想されるが、当該資金についても、基本方針に基づき、負債と資本のバランスに配慮しつつ必要な資金を調達していく予定である。

(生産、受注及び販売の状況)

(1) ゴルフ場事業部門来場者実績

当事業年度における入場者実績は、以下のとおりである。

内 訳	第68期 (自 令和 6 年 1 月 1 日 至 令和 6 年12月31日)	
	人数(人)	前年同期比(%)
会 員	8,596	90.6
ビジター	15,018	104.3
合 計	23,614	98.9

(2) 営業実績

当事業年度における営業実績は、以下のとおりである。

内 訳	第68期 (自 令和 6 年 1 月 1 日 至 令和 6 年12月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
グリーンフィー	100,971	107.7
キャディーフィー	6,144	71.7
受取使用料	53,514	99.6
協力費収入	15,866	97.5
コンペティションフィー	8,860	82.0
会費収入	36,291	97.9
名義変更手数料	1,340	179.8
売店営業収入	222	104.3
食堂運営委託手数料	3,406	98.3
売電収入	62,393	100.2
合 計	289,011	100.7

(重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定)

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されている。
この財務諸表の作成に当たって、資産・負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いているが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性がある。
財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載している。

(経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析、検討内容)

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりである。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものである。

(1) 当事業年度の経営成績の分析

当事業年度における営業収益は289,011千円であり、前事業年度286,773千円と比べ2,238千円増加した。

当事業年度における営業原価は111,058千円であり、前事業年度112,733千円と比べ1,675千円減少した。その結果、売上総利益は177,953千円となり前事業年度に比べ3,913千円増加した。

当事業年度における販売費及び一般管理費は、141,833千円であり前事業年度144,237千円に比べ2,403千円減少した。この要因は、給料及び手当が2,098千円減少したことによるものである。その結果、営業損益は36,119千円の黒字となり、前事業年度29,802千円に比べ6,317千円の増加となった。

次に経常損益は、37,339千円となり、前事業年度30,578千円に比べ6,761千円の利益増加となった。

税引前当期純損益は37,526千円の利益となり、前事業年度32,509千円に比べ5,016千円の利益増加となった。

その結果、当期純損益は24,356千円の利益となり、前事業年度20,949千円に比べ3,406千円の利益増加となった。

(2) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社のゴルフ場事業は、レジャー産業に属するものであり、このような当社の性格上、社会全体の景気動向は経営成績に重要な影響を与える要因である。また、より魅力的なコースを用意して集客力を向上させることが経営成績に大きく寄与することから、コースコンディションの整備やゴルフコースの戦略性、さらにはクラブハウス内の落ち着いた雰囲気とゆとりある空間が重要な集客力向上の要因である。

また、平成25年4月からスタートし、平成27年9月に増設した太陽光発電事業は、全面南向きという好立地条件のため、計画以上の売電収入となり、今後、9年間安定収入が見込まれる。

(3) 財政状態の分析

流動資産

当事業年度末における流動資産の残高は115,117千円となり、前事業年度末100,598千円に比べ14,518千円(14.4%)の増加となった。主な要因は現金及び預金の増加15,440千円によるものである。

固定資産

当事業年度末における固定資産の残高は1,233,117千円となり、前事業年度末1,263,226千円と比べ30,108千円(2.3%)の減少となった。主な要因は、減価償却費の計上等に伴う機械及び装置21,101千円、リース資産3,449千円の減少によるものである。

流動負債

当事業年度末における流動負債の残高は125,911千円となり、前事業年度末116,312千円に比べ9,598千円(8.2%)の増加となった。主な要因は、名義変更手数料にかかる収益の繰り延べ等による前受収益の増加9,785千円があった一方、リース債務2,481千円の減少によるものである。

固定負債

当事業年度末における固定負債の残高は550,163千円となり、前事業年度末599,709千円に比べ49,545千円(8.2%)の減少となった。主な要因は長期借入金37,596千円、会員預り金7,525千円の減少によるものである。

純資産

当事業年度末の純資産の残高は672,159千円となり、前事業年度末647,803千円に比べ24,356千円（3.7％）の増加となった。要因は、利益計上により繰越利益剰余金が増加したことによるものである。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

当事業年度におけるキャッシュ・フローの分析については、[第2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析]「(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりである。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社の経営は、現在の事業環境の厳しい分析と情報に基づく最適の経営方針を立案するように努め、実践している。

当事業年度におけるゴルフ場事業においては、来場者数が前事業年度に比べ253人減の23,614人となったが営業収益は前年比2,092千円増の226,618千円となり、太陽光発電事業の営業収益は146千円微増の62,393千円で、総営業収益が2,238千円増加し298,011千円となった。しかし、諸物価の上昇がコストアップにつながっており、今後も経費削減に努めると同時に入場者を確保することで収益の改善を図っていく方針である。

また、太陽光発電事業は、発電設備の増設が平成27年9月29日完成となり、既存の992kWに438.4kWを増設し、1,430.4kWの規模となった。今後9年間、1kW当たり40円（消費税含まず）の売電収入が保証されている。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は、食堂委託業者として有限会社みふな屋と業務委託契約を締結している。なお、売上額の「100分の9」相当額を委託手数料としている。

その契約内容は次のとおりである。

松山観光ゴルフ株式会社(以下甲と称する)は有限会社みふな屋(以下乙と称する)とは、飲食提供業務の委託に関し、甲乙協議の上、次のとおり契約する。

第1条（目的）

1. 甲は、松山ゴルフ倶楽部（以下本施設という。）内の飲食提携業務（以下本業務という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

第2条（業務の実施）

1. 甲の客に提供する料理、価格、調理方法等は、乙において定める。
2. 乙は食材の仕入れ保管にあたっては、品質、鮮度、衛生状態などについて十分注意する。
3. 甲の営業日においては、乙は受託業務を遂行する。
4. 乙は本業務を実施するにあたり、異例または重要な事項については、事前に甲と協議するものとする。

第3条（設備の貸与及び保守）

1. 甲は乙に対し、本施設の調理設備、食堂及びコース売店を貸与するものとし、乙は、甲に対し、貸与された調理設備等について責任をもって管理するものとする。

第4条（業務委託委託料、支払条件）

1. 売上高は毎月末をもって当月分を締切り、甲は乙に対してその売上額の100分の91を翌月10日までに支払うものとする。
但し、経済変動などにより委託料の変更を必要とする場合は、甲、乙のいずれかの申し出により協議し改定することができる。

第5条（費用の負担）

1. 委託業務に係る材料費及び消耗品費用は、乙の負担とする。
2. 委託業務に係る使用人は乙より派遣するものとし、その費用は乙の負担とする。
3. 飲食物の提供に使用する食器類は、乙の負担により持ち込み使用するものとする。
4. 飲食物調理に必要な水道並びに電気に関する費用は、甲が負担するものとし、プロパンガスは、乙の負担において持ち込み使用する。
5. 乙は、廃棄物処理料41,800円、オーダリングシステム使用料11,000円（全て税込み）を別途負担する。
6. 本条項については契約期間中といえども、双方協議のうえ変更することができる。

第6条（契約保証金）

1. 契約保証金は免除する。

第7条（法令順守）

1. 乙は、本業務を実施するにあたって、個人情報保護法、関係法令に従って行わなければならない。

第8条（損害賠償）

1. 乙は、委託業務の遂行にあたり、乙の責任で法定伝染病又は食中毒の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため、本施設に損害(第三者に及ぼした損害を含む)を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。
2. 本業務の履行に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む)のための経費は、乙が負担するものとする。但し、その損害が、乙の責めに帰したい事由による場合においては、甲、乙協議して定めるものとする。

第9条（契約の解除）

1. 甲又は乙は、相手方がその責に帰すべき理由により本契約上の義務を履行しない場合は、相手方に相当の期間を定めて書面による催告を行い、なお履行がない時には、本契約を解除することができる。
2. 甲又は乙は、相手方に次の各号に掲げるいずれかが生じたときは、何ら催告することなく直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 監督官庁による営業許可の取消、営業停止等の処分があったとき。
 - (2) 破産、民事再生等の手続申立を受けたとき、又は自ら申立てたとき。
 - (3) 前各号の他、著しい信用不安の事態が生じ、本契約に基づく業務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき。

第10条（裁判管轄）

1. 本契約に関する一切の訴訟、調停、和解その他の争訟は、松山地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

第11条（定めのない事項等）

1. この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議をして定めるものとする。

第12条（委託期間）

1. 本業務の委託期間は令和2年9月1日より令和3年3月31日とする。
2. 委託期間満了の6ヶ月前までに、甲、乙何れからも相手方に対し本契約を継続しない旨の通知ない場合、当該委託期間の翌日から、1年間を新たな業務委託期間として自動的に更新されるものとし、以後もこの例によるものとする。

以上

6 【研究開発活動】

該当事項なし

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資については、ゴルフ場事業については、前事業年度に引き続き集客力の向上・プレーヤーの満足度の向上を目的とした設備投資を実施した。

2 【主要な設備の状況】

(1) ゴルフ場事業の主要な設備は、以下のとおりである。

令和6年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (人)
		建物 及び 構築物	機械装置 及び 車両運搬具	リース 資産	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (愛媛県東温市)	ゴルフ場	64,742	12,315	20,846	633,068 (734,046.6)	202,743	933,716	11
本社 (愛媛県東温市)	クラブハウス	123,689	1,651	19,627	4,000	3,693	152,663	10

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は工具器具備品、ソフトウェア及び立木並びにコース勘定である。

2 リース契約による主な賃借設備は次のとおりである。

名称	数量	リース期間	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)	備考
芝刈機グランドマスター(屋根付き)	1台	10年間	1,088	362	所有権移転外 ファイナンス・リース
2000Lタンク車	1台	10年間	961	2,243	所有権移転外 ファイナンス・リース
YAMAHA カート	10台	6年間	1,840	153	所有権移転外 ファイナンス・リース
ロッカー更新工事	一式	10年間	3,036	15,686	所有権移転外 ファイナンス・リース
バンカーレーキ	1台	5年間	670	670	所有権移転外 ファイナンス・リース
乗用カート	5台	6年間	963	2,007	所有権移転外 ファイナンス・リース
トータルシステム	一式	5年間	1,214	1,518	所有権移転外 ファイナンス・リース
乗用芝刈機	1台	5年間	856	1,427	所有権移転外 ファイナンス・リース
ロケットマスターズ	一式	5年間	1,069	3,029	所有権移転外 ファイナンス・リース
電話設備	一式	7年間	563	2,724	所有権移転外 ファイナンス・リース
バンカー均し機 サンドスター	1式	5年間	864	4,106	所有権移転外 ファイナンス・リース
乗用カート	5台	5年間	1,238	5,881	所有権移転外 ファイナンス・リース

(2) 太陽光発電事業の主要な設備は以下のとおりである。

令和6年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
		構築物	機械装置	その他	合計	
松山ゴルフ倶楽部 太陽光発電所 (愛媛県東温市)	太陽光発電所	12,070	127,431	86	139,588	0

(注) 帳簿価額のうち「その他」は工具器具備品及びソフトウェアである。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等の計画

該当事項なし

- (2) 重要な設備の売却及び除却
該当事項なし

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,800
計	4,800

【発行済株式】

種類	事業年度末 現在発行数(株) (令和6年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (令和7年3月31日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,093	3,093	非上場 非登録	当社は単元株制度を採用していないので、単元株式はない。
計	3,093	3,093	—	

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項なし

【ライツプランの内容】

該当事項なし

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項なし

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年11月30日(注)	180	3,093	135,000	353,475	135,000	135,000

(注) 有償公募増資 180株 発行価格 1,500千円 資本組入額 750千円

(5) 【所有者別状況】

令和6年12月31日現在

区分	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計
					個人以外	個人		
株主数 (人)	—	8	—	244	—	—	1,165	1,417
所有株式数 (株)	—	138	—	744	—	—	2,211	3,093
所有株式数 の割合(%)	—	4.5	—	24.0	—	—	71.5	100.00

(6) 【大株主の状況】

令和6年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を 除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社伊予銀行	松山市南堀端町1番地	62	2.0
株式会社愛媛銀行	松山市勝山町2丁目1番地	52	1.6
株式会社伊予鉄グループ	松山市湊町4丁目4番1号	50	1.6
井関農機株式会社	松山市馬木町700番地	16	0.5
南海放送株式会社	松山市本町1丁目1番1号	13	0.4
セキ株式会社	松山市湊町7丁目7番1号	11	0.3
株式会社大阪ソーダ	大阪市西区阿波座1丁目12-18	10	0.3
株式会社四国銀行	高知市はりまや1丁目1番1号	8	0.2
株式会社よんやく	松山市南高井町1828番地	8	0.2
四国アルフレッサ株式会社	高松市国分寺町福塚甲1255-10	8	0.2
計	—	238	7.6

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和6年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,093	3,093	—
発行済株式総数	3,093	—	—
総株主の議決権	—	3,093	—

【自己株式等】

該当事項なし

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項なし

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項なし

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項なし

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項なし

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項なし

3 【配当政策】

当社は、定款において剰余金の配当は株主総会決議のうえ、年1回期末配当を実施できることとしているが、事業の性格上、サービス及び設備の改善を図ることが株主に対する利益還元方法と考えており、内部留保金はそのために当てる方針である。

したがって、創業以来、配当は実施していない。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主を主な会員とする株主会員制ゴルフ場であり、株主会員および同伴又は紹介したビジター共々プレーを楽しんでいただくよう最適なゴルフ環境を提供することに努め、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる意思決定、経営の健全性、効率性を目指している。

コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

当社の取締役は、当事業年度末現在13名で構成され、そのうち12名が社外取締役である。上記の基本的な考え方に基づき代表取締役専務である支配人が日常的あるいは迅速を要するゴルフ場の運営における意思決定を行い、かつ業務を執行するが、それを12名の社外取締役が取締役会を通して監督し、経営上の重要な意思決定は取締役会で行っている。

一方、会員組織としての任意団体である松山ゴルフ倶楽部の倶楽部会則により、会社社長、同代表取締役専務、理事長、キャプテン、名誉書記および名誉会計をもって運営協議会を組織し、必要の都度開催している。運営協議会は取締役会および倶楽部理事会の方針に従い、倶楽部の分科委員会の提案を参考として倶楽部運営に関する諸施策を決定する。

このように取締役会、倶楽部理事会および運営協議会がそれぞれの機能を発揮することにより内部統制の充実を図り、会社の業務執行状況については、代表取締役専務である支配人が取締役会、倶楽部理事会及び運営協議会で報告し、内部統制システムが適正に機能する体制にしている。

また、当社は監査役制度を採用し、監査役2名で構成されている。いずれも社外監査役であり、取締役会ほか重要な会議に出席し、会社の業務及び財産の状況の調査を通じて、取締役の職務遂行の監査を行っている。現在のところ内部監査制度は会社規模が小さく必要性はないと判断して採用していないが、代表取締役専務である支配人が、業務全般についての監督及び管理を実施しており、中間決算、年度決算毎に監査役との間で情報交換を行っている。

取締役会の活動状況

取締役会は原則年２回開催するほか必要に応じて随時開催する。令和6年12月期は合計2回開催した。

開催年月	出席取締役数	検討内容
6 年 2 月	8名/13名中	第67期決算 計算書類承認の件 第67期定時株主総会開催の件
6 年 9 月	9名/13名中	第68期中間決算 計算書類承認の件

個々の取締役の出席状況

氏名	常勤/非常勤	令和6年12月期 取締役会 出席状況
關 啓三	非常勤	2回(全2回)
吉田 則彦	常勤	2回(全2回)
大亀 裕	非常勤	1回(全2回)
村田 裕司	非常勤	2回(全2回)
土居 英雄	非常勤	1回(全2回)
高橋 祐二	非常勤	0回(全2回)
清水 一郎	非常勤	0回(全2回)
大塚 岩男	非常勤	2回(全2回)
一色 義治	非常勤	1回(全2回)
本田 元広	非常勤	1回(全2回)
清水 啓介	非常勤	2回(全2回)
八石 玉秀	非常勤	2回(全2回)
三好 賢治	非常勤	1回(全2回)

役員報酬の内容

取締役の年間報酬は、5,400千円である。なお、社外取締役及び監査役は無報酬である。

取締役の定数

当社の取締役は7名以上とする旨、定款に定められている。

取締役の選解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い累積投票によらないものとする旨、定款に定めている。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議については、議決権を有することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めている。

これは、当該規定により、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とする。

(2) 【役員の状況】

男性 15名 女性 一名 (役員のうち女性の比率 ―%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 非常勤	關 啓 三	昭和22年1月11日生	昭和50年6月 (株)関洋紙店印刷所(現セキ(株))入社 昭和58年10月 (有)宏栄興産代表取締役社長(現) 昭和62年6月 セキ(株)代表取締役副社長 昭和63年5月 同社代表取締役社長 平成4年6月 関興産(株)代表取締役社長(現) 平成10年6月 (株)エス・ピー・シー代表取締役(現) 平成19年3月 松山観光ゴルフ(株)取締役 平成20年3月 メディアプレス瀬戸内(株) 代表取締役社長(現) 平成29年4月 セキ(株)代表取締役会長(現) 令和4年3月 松山観光ゴルフ(株)代表取締役社長(現)	注3	—
代表取締役専務 常勤 支配人	吉 田 則 彦	昭和30年11月4日生	昭和54年4月 (株)伊予銀行入行 平成13年8月 同行味生支店長 平成21年2月 同行営業サポートセンター長 平成21年8月 同行個人ローン審査室長 平成23年2月 国立大学法人愛媛大学出向 平成27年12月 国立大学法人愛媛大学 特命教授 令和2年11月 国立大学法人愛媛大学退職 令和3年3月 松山観光ゴルフ(株)代表取締役専務(現) 同 上 松山ゴルフ倶楽部支配人(現)	注3	2
取締役 非常勤	大 亀 裕	昭和35年5月26日生	昭和62年4月 (株)ディック入社 昭和63年9月 (株)ディック経営企画室長 平成7年6月 同社取締役経営管理本部経営企部長 平成11年4月 同社常務取締役グループ統括本部長 平成14年1月 同社専務取締役グループ統括本部長 平成16年4月 同社代表取締役専務グループ統括本部長 平成17年10月 同社代表取締役社長 平成17年10月 ダイキ(株)取締役 平成19年10月 (株)ダイキアクシス代表取締役社長 平成21年3月 松山観光ゴルフ(株)取締役(現) 令和6年1月 (株)ダイキアクシス代表取締役会長(現)	注3	2
取締役 非常勤	村 田 裕 司	昭和32年9月2日生	昭和59年5月 (株)アテックス入社 昭和60年5月 同社取締役 平成2年5月 同社専務取締役 平成5年5月 同社代表取締役社長 平成15年11月 株式会社愛媛FC専務取締役 平成23年3月 松山観光ゴルフ(株)取締役(現) 平成25年5月 (株)アテックス代表取締役会長(現)	注3	2
取締役 非常勤	土 居 英 雄	昭和23年11月20日生	昭和47年3月 (株)愛媛新聞社入社 平成6年4月 同社ウィークリー部長 平成9年4月 同社広告部長 平成16年3月 同社取締役社長室長 平成19年3月 同社常務取締役経営企画室長 平成20年3月 同社代表取締役専務 平成21年3月 (株)愛媛新聞社代表取締役社長 平成25年3月 松山観光ゴルフ(株)取締役(現) 令和6年6月 (株)愛媛新聞社代表取締役会長(現)	注3	—
取締役 非常勤	清 水 一 郎	昭和42年11月7日生	平成2年4月 運輸省(現 国土交通省)入省 平成19年5月 在英国日本大使館参事官 平成25年7月 国土交通省官公庁観光戦略課長 平成26年4月 同省退官 平成26年6月 伊予鉄道(株)代表取締役副社長 平成27年6月 同社代表取締役社長(現) 平成28年3月 松山観光ゴルフ(株)取締役(現) 令和2年6月 (株)伊予鉄グループ代表取締役社長(現)	注3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 非常勤	大 塚 岩 男	昭和27年4月7日生	昭和51年4月 平成7年7月 平成10年8月 平成19年6月 平成22年6月 平成23年6月 平成24年6月 平成29年3月 令和2年4月 令和3年3月 令和3年4月	(株)伊予銀行入行 同行人事部課長 同行郡中支店長 同行取締役(人事部長委嘱) 同行常務取締役(営業本部長委嘱) 同行専務取締役(代表取締役) 同行取締役頭取(代表取締役) 松山観光ゴルフ(株)取締役(現) (株)伊予銀行取締役会長(代表取締役) 松山ゴルフ倶楽部理事長(現) (株)伊予銀行取締役会長(現)	注3	2
取締役 非常勤	一 色 義 治	昭和26年4月12日生	昭和49年4月 昭和58年1月 昭和58年2月 昭和59年5月 昭和60年6月 昭和63年5月 平成7年2月 平成7年3月 平成11年7月 平成14年4月 平成24年5月 平成29年3月	(株)伊予銀行入行 同行退職 愛媛ダイハツ販売(株)入社 同社取締役営業副本部長 同社取締役総務部長 同社専務取締役 ファーレン松山(株)代表取締役(現) 愛媛ダイハツ販売(株)代表取締役(現) 学校法人新田学園理事(現) (財)伊予銀行社会福祉基金評議員(現) 愛媛県軽自動車協会会長(現) 松山観光ゴルフ(株)取締役(現)	注3	2
取締役 非常勤	本 田 元 広	昭和26年4月12日生	昭和45年4月 平成4年2月 平成7年2月 平成18年6月 平成18年7月 平成23年4月 平成24年6月 平成30年3月 平成30年6月 令和6年6月	(株)愛媛銀行入行 同行尾道支店長 同行高松支店長兼高松事務所長 同行取締役人事教育部長 同行常務取締役 同行専務取締役(代表取締役) 同行頭取(代表取締役) 松山観光ゴルフ(株)取締役(現) (株)愛媛銀行会長(代表取締役) 同行相談役(現)	注3	—
取締役 非常勤	八 石 玉 秀	昭和33年12月16日生	昭和56年4月 平成9年10月 平成20年6月 平成22年6月 平成30年6月 令和2年11月 令和3年3月	愛媛信用金庫入庫 同社喜田村支店長 同社常勤理事今治支店長 同社常勤理事営業統括部長兼お客様相談室長 同社専務理事 同社理事長(現) 松山観光ゴルフ(株)取締役(現)	注3	—
取締役 非常勤	三 好 賢 治	昭和34年12月18日生	昭和57年4月 平成21年8月 平成24年8月 平成26年6月 平成28年6月 平成29年6月 令和元年6月 令和2年4月 令和4年10月 令和5年3月	(株)伊予銀行入行 同行大阪北支店長 同行資金証券部長 同行執行役員総合企画部長 兼総合企画部関連事業室長 兼総合企画部ICT戦略室長 同行常務執行役員営業本部副本部長 同行常務取締役 同行代表取締役専務 同行代表取締役頭取(現) (株)いよぎんホールディングス 取締役社長(代表取締役)兼務(現) 松山観光ゴルフ(株)取締役(現)	注3	2

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 非常勤	廣 井 政 幸	昭和39年7月24日	昭和60年10月 平成27年7月 平成30年7月 令和3年4月 令和3年6月 令和5年6月 令和6年4月 令和6年6月 令和7年3月	三浦工業(株)入社 同社執行役員 BP事業推進本部長 同社上席執行役員 同社管理統括本部副本部長 同社取締役常務執行役員 (株)ミウラ・エス・エー代表取締役会長 ミウラジョブパートナー(株)代表取締役(現) 三浦工業(株)代表取締役専務執行役員 三浦環境マネジメント(株) 代表取締役会長(現) 三浦工業(株)取締役専務執行役員(現) (株)ミウラ・エス・エー代表取締役社長(現) 松山観光ゴルフ(株)取締役(現)	注3	2
取締役 非常勤	渡 部 剛 士	昭和38年12月14日	昭和62年4月 平成16年3月 平成30年3月 令和2年3月 令和4年6月 令和6年6月 令和7年3月	南海放送(株)入社 同社放送業務本部報道制作センター部長 (企画担当)兼デジタル戦略会議委員 同社執行役員メディア本部テレビ局局长 兼広報視聴者センター部長 同社執行役員営業本部ビジネス戦略局局长 同社取締役執行役員営業編成本部副本部長 兼ビジネス戦略局局长 委嘱 同社取締役常務執行役員(現) 営業編成本部本部長 委嘱 松山観光ゴルフ(株)取締役(現)	注3	2
監査役 非常勤	稲 瀬 道 和	昭和22年12月26日生	昭和60年4月 平成9年4月 平成11年7月 平成18年7月 平成23年3月 平成23年6月 平成25年3月 平成26年6月	稲瀬法律事務所開業(現) 学校法人新田学園理事長 愛媛県人事委員会委員長 (株)伊予銀行 監査役 松山観光ゴルフ(株)監査役(現) 愛媛県人事委員会委員長退任 学校法人新田学園理事長退任 (株)伊予銀行 監査役退任	注4	2
監査役 非常勤	山 之 内 芳 夫	昭和24年4月10日生	昭和47年4月 平成4年2月 平成10年2月 平成17年6月 平成21年6月 平成23年6月 平成24年6月 平成26年6月 令和3年3月	(株)伊予銀行入行 同行秘書課長 同行湊町支店長 同行取締役人事部長 同行常務取締役 同行専務取締役(代表取締役) 同行取締役副頭取(代表取締役) 同行取締役副頭取退任 松山観光ゴルフ(株)監査役(現)	注4	2
計						20

- (注) 1 代表取締役 吉田則彦 以外は「社外取締役」である。
2 監査役 稲瀬道和および監査役 山之内芳夫は「社外監査役」である。
3 取締役の任期は令和6年12月期に係る定時株主総会終結の時から令和8年12月期に係る定時株主総会終結の時
までである。
4 監査役の任期は令和4年12月期に係る定時株主総会終結の時から令和8年12月期に係る定時株主総会終結の
時までである。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は監査役制度を採用しており取締役は13名(うち社外取締役は12名)、監査役は2名(うち社外監査役は2名)である。監査役は取締役会に出席し、取締役の職務執行を監視している。

監査役氏名	出席回数	取締役会開催回数
稲瀬 道和	0回	2回
山之内 芳夫	1回	2回

内部監査の状況

現在のところ内部監査制度は会社規模が小さく必要性はないと判断している。

会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は水野 邦洋氏である。当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士1名である。

なお、当社は会計監査責任者が監査意見の表明に先立ち、会計・監査上の重要な問題に対する判断や処理が適切であること並びに監査意見が監査の基準及び監査事務所の規定に準拠して適切に形成されていることを確かめるため、当社との間に公認会計士法に規定する利害関係がなく、かつ当社の監査に関与していない他の公認会計士より監査意見表明のための審査を受けている旨の報告を受けている。

さらに定期的な監査のほか、会計上の問題については随時確認を行い、会計処理の適正性に努めている。

なお、監査公認会計士等の選定方針および理由としては、企業会計基準の変更等に迅速に対応でき、十分かつ適正な監査対応を行える監査公認会計士等を選定している。

また、当社の監査役による監査公認会計士等の評価としては、企業会計の基準に準拠して作成された財務諸表を監査計画に基づいて、十分かつ適切に監査を行っていると判断している。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	1,800	—	1,800	—
計	1,800	—	1,800	—

当社における非監査業務はない。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く。)
該当事項なしc. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項なし

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査公認会計士等の独立性を損ねないことを旨に、監査日数、当社の規模、業務の特性を勘案し決定している。

(4) 【役員の報酬等】

当社は非上場会社なので記載すべき事項はない。

なお、役員報酬の内容については、「４．コーポレート・ガバナンスの状況等（１）コーポレート・ガバナンスの概要」に記載している。

(5) 【株式の保有状況】

当社は非上場会社なので記載すべき事項はない。

第 5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成している。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第68期事業年度(令和6年1月1日から令和6年12月31日まで)の財務諸表について、公認会計士 水野 邦洋氏の監査を受けている。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がないので、連結財務諸表は作成していない。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和5年12月31日)	当事業年度 (令和6年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	80,761	96,202
未収入金	17,681	17,859
商品	184	172
貯蔵品	2,568	2,213
前払費用	1,960	1,548
その他	233	272
貸倒引当金	2,791	3,152
流動資産合計	100,598	115,117
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 392,286	1 393,586
減価償却累計額	262,653	267,349
建物（純額）	129,632	126,236
構築物	1 409,367	1 410,591
減価償却累計額	328,466	336,325
構築物（純額）	80,900	74,266
機械及び装置	1 485,451	1 485,451
減価償却累計額	330,400	351,502
機械及び装置（純額）	155,051	133,949
車両運搬具	74,943	78,785
減価償却累計額	68,562	71,336
車両運搬具（純額）	6,381	7,449
工具、器具及び備品	42,209	44,434
減価償却累計額	38,378	39,684
工具、器具及び備品（純額）	3,831	4,749
リース資産	178,585	190,795
減価償却累計額	134,661	150,321
リース資産（純額）	43,923	40,474
土地	1 637,068	1 637,068
立木	16,439	16,439
コース勘定	2 184,891	2 184,891
有形固定資産合計	1,258,119	1,225,524
無形固定資産		
ソフトウェア	622	444
電話加入権	285	285
無形固定資産合計	907	729
投資その他の資産		
出資金	62	62
差入保証金	139	155
長期前払費用	545	506
廃棄費用積立金	1,694	4,221
繰延税金資産	1,757	1,917
投資その他の資産合計	4,198	6,863
固定資産合計	1,263,226	1,233,117
資産合計	1,363,824	1,348,234

(単位：千円)

	前事業年度 (令和5年12月31日)	当事業年度 (令和6年12月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	1 37,596	1 37,596
リース債務	16,143	13,662
未払金	15,365	16,020
未払費用	5,790	5,155
未払法人税等	9,275	10,836
未払消費税等	4,338	4,815
預り金	7,404	7,641
前受収益	3 20,398	3 30,183
流動負債合計	116,312	125,911
固定負債		
長期未払金	15,873	12,541
長期借入金	1 146,366	1 108,770
退職給付引当金	6,328	7,130
長期預り金	2,100	1,400
会員預り金	397,012	389,487
リース債務	32,029	30,834
固定負債合計	599,709	550,163
負債合計	716,021	676,074
純資産の部		
株主資本		
資本金	353,475	353,475
資本剰余金		
資本準備金	135,000	135,000
その他資本剰余金	4,275	4,275
資本剰余金合計	139,275	139,275
利益剰余金		
利益準備金	12,000	12,000
その他利益剰余金		
別途積立金	140,000	140,000
繰越利益剰余金	3,053	27,409
その他利益剰余金合計	143,053	167,409
利益剰余金合計	155,053	179,409
株主資本合計	647,803	672,159
純資産合計	647,803	672,159
負債純資産合計	1,363,824	1,348,234

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和 5 年 1 月 1 日 至 令和 5 年12月31日)	当事業年度 (自 令和 6 年 1 月 1 日 至 令和 6 年12月31日)
営業収益		
ゴルフ営業収入		
グリーンフィー	93,723	100,971
キャディーフィー	8,565	6,144
受取使用料	53,711	53,514
協力費収入	16,272	15,866
コンペティションフィー	10,795	8,860
会費収入	37,034	36,291
名義変更手数料	745	1,340
ゴルフ営業収入合計	220,848	222,989
売店営業収入	213	222
食堂運営委託手数料	3,464	3,406
売電収入	62,247	62,393
営業収益合計	¹ 286,773	¹ 289,011
営業原価		
ゴルフ営業原価		
給料手当	27,830	28,056
キャディー手当	12,584	8,857
従業員賞与	2,447	3,636
退職給付費用	593	674
法定福利費	4,644	5,127
厚生費	299	621
旅費交通費	723	775
競技費	8,743	7,425
接待交際費	—	10
消耗品費	3,158	3,456
コース維持費	20,993	21,381
修繕費	2,297	3,072
減価償却費	18,410	17,882
水道光熱費	5,295	5,659
支払賦課金	47	60
公租公課	392	426
支払手数料	3,323	2,920
損害保険料	181	157
賃借料	702	770
雑費	39	72
ゴルフ営業原価合計	112,708	111,045
売店営業原価		
商品期首棚卸高	209	184
商品期末棚卸高	184	172
売店営業原価合計	25	12
営業原価合計	112,733	111,058
売上総利益	174,040	177,953

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)	当事業年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)
販売費及び一般管理費		
役員報酬	5,400	5,400
給料及び手当	24,807	22,709
従業員賞与	2,696	3,476
退職給付費用	163	127
法定福利費	4,944	4,966
厚生費	265	142
広告宣伝費	1,432	1,403
旅費交通費	820	760
通信費	1,673	1,619
事務用消耗品費	241	278
図書印刷費	2,107	1,809
会議費	945	753
接待交際費	161	171
消耗品費	2,792	3,321
修繕費	2,691	3,117
減価償却費	35,673	35,848
水道光熱費	16,976	14,513
販売促進費	6,475	6,622
支払賦課金	1,506	1,373
公租公課	13,344	13,256
支払手数料	14,092	15,971
損害保険料	2,933	2,559
賃借料	892	924
雑費	842	345
貸倒引当金繰入額	356	360
販売費及び一般管理費合計	144,237	141,833
営業利益	29,802	36,119
営業外収益		
受取利息	0	13
大会協賛金	1,122	1,055
受取補償金	1,659	1,290
業務受託料	456	456
雑収入	818	1,146
営業外収益合計	4,055	3,961
営業外費用		
支払利息	2,911	2,435
長期前払費用償却	38	38
雑損失	330	267
営業外費用合計	3,280	2,741
経常利益	30,578	37,339
特別利益		
受取保険金	11,545	1,152
特別利益合計	11,545	1,152
特別損失		
災害損失	9,614	960
固定資産除却損	—	2 6
特別損失合計	9,614	966
税引前当期純利益	32,509	37,526
法人税、住民税及び事業税	9,576	13,329
法人税等調整額	1,983	160
法人税等合計	11,559	13,169
当期純利益	20,949	24,356

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	353,475	135,000	4,275	139,275
当期変動額				
当期純利益				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	353,475	135,000	4,275	139,275

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金				株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	12,000	140,000	17,896	134,103	626,853	626,853
当期変動額						
当期純利益			20,949	20,949	20,949	20,949
当期変動額合計	—	—	20,949	20,949	20,949	20,949
当期末残高	12,000	140,000	3,053	155,053	647,803	647,803

当事業年度(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	353,475	135,000	4,275	139,275
当期変動額				
当期純利益				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	353,475	135,000	4,275	139,275

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金				株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	12,000	140,000	3,053	155,053	647,803	647,803
当期変動額						
当期純利益			24,356	24,356	24,356	24,356
当期変動額合計	—	—	24,356	24,356	24,356	24,356
当期末残高	12,000	140,000	27,409	179,409	672,159	672,159

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)	当事業年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	32,509	37,526
減価償却費	54,122	53,768
災害損失	9,614	960
固定資産除却損	—	6
貸倒引当金の増減額（は減少）	356	360
退職給付引当金の増減額（は減少）	497	802
受取保険金	11,545	1,152
受取利息	0	13
支払利息	2,911	2,435
売上債権の増減額（は増加）	945	178
棚卸資産の増減額（は増加）	923	367
未払債務の増減額（は減少）	2,378	654
長期預り金の増減額（は減少）	5,650	8,225
未払又は未収消費税等の増減額	2,420	1,697
前受収益の増減額（は減少）	11,930	9,785
その他の資産の増減額（は増加）	114	371
その他の負債の増減額（は減少）	543	279
小計	88,506	98,888
利息の受取額	0	13
利息の支払額	2,911	2,435
災害による保険金収入	11,545	1,152
災害復旧の支払額	9,614	960
法人税等の支払額	5,315	11,886
営業活動によるキャッシュ・フロー	82,211	84,771
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻しによる収入	960	960
定期預金の預入による支出	960	1,100
有形固定資産の取得による支出	9,700	8,753
廃棄費用積立による支出	1,694	2,526
投資その他の資産の取得による支出	8	15
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,403	11,436
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	37,596	37,596
長期末払金の返済による支出	3,580	3,331
リース債務の返済による支出	19,818	17,106
財務活動によるキャッシュ・フロー	60,995	58,034
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	9,812	15,300
現金及び現金同等物の期首残高	70,339	80,151
現金及び現金同等物の期末残高	80,151	95,452

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定している。

2 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

建物(附属設備を含む)及び太陽光発電事業設備の「機械及び装置」並びに平成28年4月1日以降に取得した構築物については定額法、それ以外については定率法を採用している。

なお、主な耐用年数は以下のとおりである。

建 物	15～65年
構 築 物	6～50年
機械装置(太陽光発電設備)	17年

(2)無形固定資産

定額法を採用している。

(3)リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

3 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金は、債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2)退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上している。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用している。

4 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識している。グリーンフィー、キャディフィー等は顧客のゴルフ場利用を履行義務として識別し、顧客のゴルフ場利用時点で収益を認識している。名義変更手数料及び会費収入は、会員のゴルフ場の施設利用機会の提供を履行義務として認識し、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、履行義務の充足に係る合理的な期間を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識している。売店営業収入は、物品の販売を行っており、販売を行った時点で収益を認識している。食堂運営委託手数料は、食堂を外部委託しており、委託会社の1カ月間の売上高の一部が委託収入となることから、1カ月の食堂利用が終了した時点で収益を認識している。また、売電収入については、発電を履行義務として識別し、発電量が確定する月末時点で収益を認識している。なお、約束された対価は履行義務の充足時点から概ね1か月以内には支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれていない。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっている。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性について

(１) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	1,757千円	1,917千円

(２) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性については、翌事業年度の課税所得の見積りに基づき、将来減算一時差異等の解消が見込まれる金額で計上している。翌事業年度も当事業年度と同水準程度の課税所得が発生するものと仮定して課税所得の見積りを行っている。

(貸借対照表関係)

1 担保資産

(第67期)

有形固定資産のうち、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）174,042千円の担保として根抵当に供しているものは、次のとおりである。

	第67期 (自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)
建物	123,874千円
土地	637,068千円
太陽光構築物	14,714千円
太陽光機械及び装置	148,515千円
計	924,172千円

(第68期)

有形固定資産のうち、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）139,326千円の担保として根抵当に供しているものは、次のとおりである。

	第68期 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)
建物	120,877千円
土地	637,068千円
太陽光構築物	12,070千円
太陽光機械及び装置	127,431千円
計	897,447千円

2 ゴルフ場用地を改造・加工する費用を処理する科目としてコース勘定を設けている。

3 前受収益のうち、契約負債の金額は以下のとおりである。

第67期

(自 令和5年1月1日
至 令和5年12月31日)

契約負債 20,055千円

第68期

(自 令和6年1月1日
至 令和6年12月31日)

契約負債 30,115千円

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

営業収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載していない。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載している。

2 固定資産除却損の内容は、次のとおりである。

	第67期 (自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)	第68期 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)
工具、器具及び備品	一千円	6千円
計	一千円	6千円

(株主資本等変動計算書関係)

第67期(自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	3,093	—	—	3,093
計	3,093	—	—	3,093

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項なし

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項なし

4. 配当に関する事項

該当事項なし

第68期(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	3,093	—	—	3,093
計	3,093	—	—	3,093

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項なし

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項なし

4. 配当に関する事項

該当事項なし

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係

	第67期 (自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)	第68期 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)
現金及び預金勘定	80,761千円	96,202千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	610千円	750千円
現金及び現金同等物	80,151千円	95,452千円

2. 重要な非資金取引の内容

(第67期)

当事業年度に新たに計上したリース取引に係る資産及び債務の額は702千円である。

(第68期)

当事業年度に新たに計上したリース取引に係る資産及び債務の額は13,431千円である。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、余裕資金については安全性の高い預金で運用している。また、必要な資金については金融機関からの借入にて調達している。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収入金は、主にクレジットカード会社への債権、会員の年会費、レストランの手数料である。これらの債権は、顧客の信用リスクに晒されている。

営業債務である未払金は、ほとんど、1ヶ月以内の支払期日である。借入金は、運転資金または設備資金の調達を目的としているものであり、金利の変動リスクがある。

また、長期未払金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としている。契約期間は決算日後最長6年1ヶ月であり、金利の変動リスクがある。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

会員の年会費の未収分については、滞留の状況を把握して適時督促を行う等の対策を行っている。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

借入金については、固定金利による約定返済とすることにより、金利の変動リスクへの対策を行っている。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

資金調達については、適時資金繰りの状況を把握し必要に応じて借入を行う等による対策を行っている。

(4) 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがある。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

第67期(令和5年12月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 長期借入金	183,962	186,557	2,595
(2) リース債務	48,172	44,811	3,361
(3) 長期未払金	19,205	16,618	2,586
(4) 長期預り金	2,100	1,512	587
(5) 会員預り金	397,012	285,966	111,046
負債計	650,452	535,466	114,986

第68期(令和6年12月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 長期借入金	146,366	146,737	371
(2) リース債務	44,496	41,315	3,181
(3) 長期未払金	15,873	13,816	2,056
(4) 長期預り金	1,400	916	483
(5) 会員預り金	389,487	255,021	134,466
負債計	597,623	457,808	139,815

資 産

現金及び預金、未収入金

現金であること、または短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから記載を省略している。

負 債

未払金、預り金

これらは、短期的に決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから記載を省略している。

(注1)金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第67期(令和5年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	80,761	—	—	—
未収入金	17,681	—	—	—
合計	98,443	—	—	—

第68期(令和6年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	96,202	—	—	—
未収入金	17,859	—	—	—
合計	114,062	—	—	—

(注2)長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

第67期(令和5年12月31日)

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	37,596	37,596	37,596	33,866	19,850	17,458
リース債務	16,143	10,976	7,992	5,151	3,721	4,187
長期未払金	3,331	3,331	3,189	2,555	2,204	4,592
合計	57,071	51,903	48,777	41,572	25,776	26,237

第68期(令和6年12月31日)

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	37,596	37,596	33,866	19,850	11,388	6,070
リース債務	13,662	10,678	7,837	6,408	5,328	581
長期未払金	3,331	3,189	2,555	2,204	2,204	2,388
合計	54,590	51,463	44,259	28,462	18,921	9,039

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

第67期（令和5年12月31日）

該当事項なし

第68期（令和6年12月31日）

該当事項なし

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

第67期（令和5年12月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務（1年以内返済予定のリース債務を含む）	—	44,811	—	44,811
長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）	—	186,557	—	186,557
長期末払金（1年以内返済予定の長期末払金を含む）	—	16,618	—	16,618
長期預り金	—	—	1,512	1,512
会員預り金	—	—	285,966	285,966
負債計	—	247,987	287,478	535,466

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(リース債務(1年以内返済予定のリース債務を含む))

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び同様の新規契約を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

(長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金を含む))

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び同様の新規契約を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

(長期未払金(1年以内返済予定の長期未払金を含む))

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び同様の新規契約を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。なお、貸借対照表の未払金16,020千円のうちには、1年以内に返済予定の長期未払金3,331千円が含まれているため、その金額を長期未払金に含めて時価を算定している。

(長期預り金及び会員預り金)

元本の合計額を返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、返済期日までの期間に観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類している。

第68期(令和6年12月31日)

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債務(1年以内返済予定のリース債務を含む)	-	41,315	-	41,315
長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金を含む)	-	146,737	-	146,737
長期未払金(1年以内返済予定の長期未払金を含む)	-	13,816	-	13,816
長期預り金	-	-	916	916
会員預り金	-	-	255,021	255,021
負債計	-	201,870	255,937	457,808

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(リース債務(1年以内返済予定のリース債務を含む))

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び同様の新規契約を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

(長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金を含む))

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び同様の新規契約を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

(長期未払金(1年以内返済予定の長期未払金を含む))

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び同様の新規契約を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。なお、貸借対照表の未払金16,020千円のうちには、1年以内に返済予定の長期未払金3,331千円が含まれているため、その金額を長期未払金に含めて時価を算定している。

(長期預り金及び会員預り金)

元本の合計額を返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、返済期日までの期間に観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類している。

(有価証券関係)

該当事項なし

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないので、該当事項はない。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用している。

2 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を摘要した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)	
	前事業年度 (自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)	当事業年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	5,830	6,328
退職給付費用	697	802
退職給付の支払額	200	—
退職給付引当金の期末残高	6,328	7,130

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	前事業年度 697千円	当事業年度 802千円
----------------	-------------	-------------

(ストック・オプション等関係)

該当事項なし

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

	第67期 (令和5年12月31日)	第68期 (令和6年12月31日)
(繰延税金資産)		
減価償却累計額	13,443千円	12,669千円
退職給付引当金	1,927千円	2,171千円
貸倒引当金	850千円	960千円
前受収益	6,108千円	9,173千円
未払事業税	663千円	698千円
繰延税金資産小計	22,993千円	25,673千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	21,236千円	23,755千円
評価性引当額小計	21,236千円	23,755千円
繰延税金資産合計	1,757千円	1,917千円

(注) 評価性引当額が2,519千円増加している。この増加の主な内容は前受収益に係る評価性引当額を認識したことによるものである。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第67期 (令和5年12月31日)	第68期 (令和6年12月31日)
法定実効税率	30.4%	30.4%
(調 整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	0.1%
住民税均等割等	1.0%	0.8%
評価性引当額の増減額	2.7%	2.0%
その他	1.3%	1.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.6%	35.0%

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の時価等の開示については、重要性がないため注記を省略している。

(持分法損益等)

当社は、関連会社に対する投資がないので、該当事項はない。

(資産除去債務関係)

該当事項なし

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度(自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)

(単位:千円)

ゴルフ場事業	グリーンフィー	93,723
	キャディフィー	8,565
	受取使用料	53,711
	協力費収入	16,272
	コンペティションフィー	10,795
	会費収入	37,034
	名義変更手数料	745
	売店営業収入	213
	食堂運営委託手数料	3,464
	ゴルフ場事業計	224,525
太陽光発電事業	売電収入	62,247
顧客との契約から生じる収益		286,773
その他の収益		—
外部顧客への売上高		286,773

当事業年度(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)

(単位:千円)

ゴルフ場事業	グリーンフィー	100,971
	キャディフィー	6,144
	受取使用料	53,514
	協力費収入	15,866
	コンペティションフィー	8,860
	会費収入	36,291
	名義変更手数料	1,340
	売店営業収入	222
	食堂運営委託手数料	3,406
	ゴルフ場事業計	226,618
太陽光発電事業	売電収入	62,393
顧客との契約から生じる収益		289,011
その他の収益		—
外部顧客への売上高		289,011

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(重要な会計方針)4 収益及び費用の計上基準」に記載の通りである。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

前事業年度（自 令和５年１月１日 至 令和５年12月31日）

（１）契約負債の残高

	当事業年度
契約負債(期首残高)	8,400千円
契約負債(期末残高)	20,055千円

契約負債は、顧客（会員）が入会時に支払った名義変更手数料及び１年分の年会費等の支払いから生じた前受収益に関連するものであり、一定の期間にわたり均等に収益を認識することに伴い取り崩される。なお、当該支払いの見返りとして、名義変更手数料は顧客（会員）の平均利用期間にわたり、また年会費等は１年間にわたり、サービスが顧客（会員）に移転していることから、当該期間にわたり均等に収益を認識している。

当事業年度において契約負債が増加した理由は、名義変更手数料12,085千円を契約負債へ繰り延べたことによる。

（２）残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりである。

（単位：千円）

	当事業年度
令和６年12月期 （令和５年12月期から１年以内）	1,050
令和７年12月期～令和10年12月期 （令和５年12月期から１年超５年以内）	4,200
令和11年12月期～令和15年12月期 （令和５年12月期から５年超10年以内）	5,250
令和16年12月期以降 （令和５年12月期から10年超）	9,555
合計	20,055

当事業年度（自 令和６年１月１日 至 令和６年12月31日）

（１）契約負債の残高

	当事業年度
契約負債(期首残高)	20,055千円
契約負債(期末残高)	30,115千円

契約負債は、顧客（会員）が入会時に支払った名義変更手数料及び１年分の年会費等の支払いから生じた前受収益に関連するものであり、一定の期間にわたり均等に収益を認識することに伴い取り崩される。なお、当該支払いの見返りとして、名義変更手数料は顧客（会員）の平均利用期間にわたり、また年会費等は１年間にわたり、サービスが顧客（会員）に移転していることから、当該期間にわたり均等に収益を認識している。

当事業年度において契約負債が増加した理由は、名義変更手数料11,110千円を契約負債へ繰り延べたことによる。

（２）残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりである。

（単位：千円）

	当事業年度
令和７年12月期 （令和６年12月期から１年以内）	1,620
令和８年12月期～令和11年12月期 （令和６年12月期から１年超５年以内）	6,480
令和12年12月期～令和16年12月期 （令和６年12月期から５年超10年以内）	8,100
令和17年12月期以降 （令和６年12月期から10年超）	13,915
合計	30,115

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

１．報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象となっているものである。また、当社は事業ごとの包括的な戦略を立案し、事業活動を展開している。

従って、当社は事業種別セグメントから構成されており、「ゴルフ場事業」及び「太陽光発電事業」の２つを報告セグメントとしている。

(2) 各報告セグメントに属するサービスの種類

「ゴルフ場事業」は、ゴルフ場利用に伴うサービスの提供をしている。

「太陽光発電事業」は、発電した電力を電力会社に供給するサービスの提供をしている。

２．報告セグメントごとの売上高、利益または損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一である。

報告セグメントの利益は経常利益ベースの数値である。

３．報告セグメントごとの売上高、利益または損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

第67期(自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント		
	ゴルフ場事業	太陽光発電事業	合 計
売上高			
外部顧客への売上高	224,525	62,247	286,773
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—
計	224,525	62,247	286,773
セグメント利益	9,898	20,679	30,578
セグメント資産	1,175,955	187,869	1,363,824
セグメント負債	550,211	165,809	716,021
その他の項目			
減価償却費	30,057	24,064	54,122
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	10,338	—	10,338

第68期(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント		
	ゴルフ場事業	太陽光発電事業	合 計
売上高			
外部顧客への売上高	226,618	62,393	289,011
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—
計	226,618	62,393	289,011
セグメント利益	15,397	21,942	37,339
セグメント資産	1,182,218	166,016	1,348,234
セグメント負債	542,012	134,062	676,074
その他の項目			
減価償却費	29,944	23,824	53,768
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	20,963	—	20,963

【関連情報】

第67期(自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(1) ゴルフ場事業

(単位：千円)

	プレー代	会 費	そ の 他	合 計
外部顧客への売上高	183,069	37,034	4,422	224,525

(2) 太陽光発電事業

本発電設備により発電した電力量は、すべて四国電力(株)へ売電する。当該事業年度の売電額は62,247千円である。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

ゴルフ場事業および太陽光発電事業とも売上高は、すべて本邦の外部顧客のため、記載を省略している。

(2) 有形固定資産

ゴルフ場事業および太陽光発電事業とも有形固定資産は、すべて本邦に所存している有形固定資産のため、記載を省略している。

3 主要な顧客ごとの情報

ゴルフ場事業は、売上高の10%を占める相手先がないため、記載を省略している。太陽光発電事業は、発電した電力量の100%を四国電力(株)に売電している。

第68期(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(1) ゴルフ場事業

(単位：千円)

	プレー代	会 費	そ の 他	合 計
外部顧客への売上高	186,698	36,291	3,628	226,618

(2) 太陽光発電事業

本発電設備により発電した電力量は、すべて四国電力(株)へ売電する。当該事業年度の売電額は62,393千円である。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

ゴルフ場事業および太陽光発電事業とも売上高は、すべて本邦の外部顧客のため、記載を省略している。

(2) 有形固定資産

ゴルフ場事業および太陽光発電事業とも有形固定資産は、すべて本邦に所存している有形固定資産のため、記載を省略している。

3 主要な顧客ごとの情報

ゴルフ場事業は、売上高の10%を占める相手先がないため、記載を省略している。太陽光発電事業は、発電した電力量の100%を四国電力(株)に売電している。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項なし

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項なし

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項なし

【関連当事者情報】

該当事項なし

(1 株当たり情報)

第67期 (自 令和 5 年 1 月 1 日 至 令和 5 年12月31日)			第68期 (自 令和 6 年 1 月 1 日 至 令和 6 年12月31日)		
1	1 株当たり純資産額	209,441.78円	1	1 株当たり純資産額	217,316.47円
2	1 株当たり当期純利益	6,773.22円	2	1 株当たり当期純利益	7,874.69円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していない。

2. 算定上の基礎は、以下のとおりである。

1 1 株当たり純資産額

	第67期 (令和 5 年12月31日)	第68期 (令和 6 年12月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	647,803	672,159
普通株式に係る純資産額 (千円)	647,803	672,159
普通株式の発行済株式数 (株)	3,093	3,093

2 1 株当たり当期純利益

	第67期 (自 令和 5 年 1 月 1 日 至 令和 5 年12月31日)	第68期 (自 令和 6 年 1 月 1 日 至 令和 6 年12月31日)
当期純利益	20,949	24,356
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	20,949	24,356
普通株式の期中平均株式数 (株)	3,093	3,093

(重要な後発事象)

該当事項なし

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項なし

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	392,286	1,300	—	393,586	267,349	4,696	126,236
構築物	409,367	1,223	—	410,591	336,325	7,858	74,266
機械及び装置	485,451	—	—	485,451	351,502	21,101	133,949
車両運搬具	74,943	3,841	—	78,785	71,336	2,773	7,449
工具、器具及び備品	42,209	2,388	163	44,434	39,684	1,462	4,749
リース資産	178,585	12,210	—	190,795	150,321	15,659	40,474
土地	637,068	—	—	637,068	—	—	637,068
立木	16,439	—	—	16,439	—	—	16,439
コース勘定	184,891	—	—	184,891	—	—	184,891
有形固定資産計	2,421,242	20,963	163	2,442,043	1,216,519	53,552	1,225,524
無形固定資産							
ソフトウェア	622	—	—	622	—	178	444
電話加入権	285	—	—	285	—	—	285
無形固定資産計	907	—	—	907	—	178	729
長期前払費用							
工事負担金	545	—	—	545	—	38	506
長期前払費用計	545	—	—	545	—	38	506

(注) 当期増加額のうち主なものは、次のとおりである。

リース資産	バンカー均し機サンドスター	3,930千円
〃	乗用カート 5 台	5,628千円

【社債明細表】

該当事項なし

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	37,596	37,596	1.384	—
1年以内に返済予定のリース債務	16,143	13,662	—	—
1年以内に返済予定の長期未払金	3,331	3,331	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	146,366	108,770	1.506	令和8年1月5日～令和12年9月30日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	32,029	30,834	—	令和8年1月26日～令和12年10月30日
長期未払金(1年以内に返済予定のものを除く)	15,873	12,541	—	令和8年1月27日～令和13年1月27日
合計	251,340	206,736	—	—

(注) 1 「平均利率」は、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載している。

2 リース債務の平均利率は記載をしていない。これはリース債務が所有権移転外ファイナンス・リースによる契約で、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により処理しているためである。

3 長期未払金(設備購入割賦未払金)の平均利率については、長期未払金に含まれる利息相当額を控除する前の金額で貸借対照表に計上しているため、記載していない。

4 長期借入金及び長期未払金並びにリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の5年内における1年ごとの返済予定額の総額は下記のとおりとなる。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	37,596	33,866	19,850	11,388
リース債務	10,678	7,837	6,408	5,328
長期未払金	3,189	2,555	2,204	2,204
合計	51,463	44,259	28,462	18,921

【引当金明細表】

(単位：千円)

	当期首残高	増加	減少	期末残高
貸倒引当金	2,791	360	—	3,152

【資産除去債務明細表】

該当事項なし

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	2,075
預金	
普通預金	93,376
定期積金	750
小計	94,126
合計	96,202

ロ 未収入金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社いよぎんディーシーカード	4,559
四国電力株式会社	3,321
株式会社愛媛ジェーシービー	2,904
その他	7,074
合計	17,859

未収入金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
17,681	349,922	349,744	17,859	95.1	18.5

ハ 商品

品目	金額(千円)
ゴルフ用品	172
合計	172

二 貯蔵品

品目	金額(千円)
農薬・肥料	1,012
タオル・シャンプー・洗剤他	436
ネームプレート他	764
合計	2,213

流動負債

イ 未払金

相手先	金額(千円)
いよぎんリース 株式会社	3,331
村上産業 株式会社	1,550
南海放送 株式会社	1,375
有限会社 高橋石油	1,043
四国電力 株式会社	831
その他	7,887
計	16,020

固定負債

イ 会員預り金

相手先	金額(千円)
株式会社 伊予銀行	8,000
株式会社 えるく	1,900
愛媛砕石 株式会社	1,550
コスモ松山石油	1,500
株式会社 愛媛銀行	1,450
井関農機 株式会社	1,350
株式会社 伊予鉄グループ	1,325
株式会社 いよてつ高島屋	1,100
株式会社 あいテレビ	1,100
愛媛信用金庫	1,075
その他	369,137
合計	389,487

(3) 【その他】

該当事項なし

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1 月 1 日から12月31日まで
定時株主総会	3 月中
基準日	12月31日
株券の種類	1 株券
剰余金の配当の基準日	――
1 単元の株式数	――
株式の名義書換え	
取扱場所	松山観光ゴルフ株式会社本店
株主名簿管理人	該当事項なし
取次所	該当事項なし
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	該当事項なし
株主名簿管理人	該当事項なし
取次所	該当事項なし
買取手数料	該当事項なし
公告掲載方法	松山市において発行する愛媛新聞
株主に対する特典	松山ゴルフ倶楽部会員の資格を取得できる

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はない。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出している。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類	事業年度 (第67期)	自 令和 5 年 1 月 1 日 至 令和 5 年12月31日	令和 6 年 3 月29日 四国財務局長に提出
(2) 半期報告書	(第68期中)	自 令和 6 年 1 月 1 日 至 令和 6 年 6 月30日	令和 6 年 9 月27日 四国財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

独立監査人の監査報告書

令和 7 年 3 月 31 日

松山観光ゴルフ株式会社
取締役会 御中

水野公認会計士事務所

愛媛県松山市

公認会計士 水 野 邦 洋

監査意見

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている松山観光ゴルフ株式会社の令和6年1月1日から令和6年12月31日までの第68期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

私は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、松山観光ゴルフ株式会社の令和6年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

私の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。